

# アイリス法令ニュース

アイリス行政書士法人

〒532-0011  
大阪市淀川区西中島5-13-24 アンシャ  
ンテ新大阪5F  
TEL06-6889-6018 FAX06-6889-6048  
<http://www.iris-gyosei.com>



## 【労働保険】平成21年度から年度更新の申告・納付時期が変更！

労働保険の年度更新の手続きが、平成21年度から、6月1日から7月10日までの間に行うことと変更されました。また、年度更新申告書は5月末に送付される予定です。なお、労働保険料の算定方法は変わりません（4月1日から翌年3月31日までに支払う賃金総額に保険料率を乗じて得た額となります）。

詳しくは下記参照先をご覧ください。  
参照ホームページ[厚生労働省]

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki/jun/roudouhoken21/index.html>

## 【労務】内定取消し企業の公表など可能に！

新規学校卒業者に対する採用内定取消しの防止のための取組を強化するため、職業安定法施行規則の改正等を行い、ハローワークによる内定取消し事案の一元的把握、事業主がハローワークに通知すべき事項の明確化が図られました。

詳しくは下記参照先をご覧ください。  
参照ホームページ[厚生労働省]

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/01/h0107-2.html>

## 【労務】労働政策審議会が雇用保険法等の改正について答申

非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化を図るための改正で、保険の加入条件の緩和や再就職困難者への失業給付日数の延長などが主な内容。育児休業給付の拡充(休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額を休業期間中に支給)や雇用保険料率の引下げ(平成21年度に限り1.2% 0.8%に引下げ)も盛り込んでいます。

詳しくは下記参照先をご覧ください。  
参照ホームページ[厚生労働省]

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/01/h0114-1.html>

## 【社会保障制度】オランダとの社会保障協定が、3月1日から発効

日本とオランダ両政府は平成20年12月19日、社会保障協定の公文を交換しました。これは、駐在員の社会保険料の二重払い問題などを解消するためのもので、平成21年3月1日から発効されます。これにより、派遣期間が5年以内の一時派遣被保険者は、原則として派遣元国の年金制度にのみ加入し、保険期間を通算して年金受給権を確立できることとなります。

詳しくは下記参照先をご覧ください。  
参照ホームページ[厚生労働省]

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/12/h1219-2.html>

### 【会計】企業結合会計基準等に関する適用指針公表

企業会計基準委員会は、平成19年8月に国際会計基準審議会（IASB）と共同で公表したいわゆる東京合意に基づき、平成20年までの短期コンバージェンス・プロジェクトとして掲げた企業結合（連結を含む。）に関する会計処理（持分プーリング法による会計処理の廃止など）について検討並びに審議を重ねてきましたが、この程、第168回企業会計基準委員会において承認されたのを受けて、企業会計基準及びその適用指針について公表しました。

詳しくは下記参照先をご覧ください。

参照ホームページ[企業会計基準委員会]

<http://www.asb.or.jp/html/documents/docs/ketsugou/>

### 【租税条約】日・クウェート租税条約交渉が基本合意

日本とクウェートは、両国間の租税条約（「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約」）の締結に向けた交渉を平成18年11月から行ってきましたが、この程基本合意をしました。今後、両国政府の経路を経て署名を行い、国会の承認を得た上で効力が発生することとなります。

詳しくは下記参照先をご覧ください。

参照ホームページ[財務省]

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/sy210113ku.htm>

### 【登記】一般社団法人等の法律施行に伴う登記事務の取扱通達が公表

民法に定める公益法人に関する制度を改め、剰余金の分配を目的としない社団または財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義により法人格を取得することができる制度として「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が創設されました。新法は、平成20年12月1日から施行されました。今般、法務省が公表した通達は、一般社団法人法等の施行に伴う登記事務処理上留意すべき事項を明らかにしたものです。

詳しくは下記参照先をご覧ください。

参照ホームページ[法務省]

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji165.html>

### 【経営】米国渡航者を対象としたESTA認証取得の義務化

アメリカ政府は、平成20年8月1日以降、日本を含む短期滞在査証免除対象国の国民が査証免除対象者としてアメリカに渡航する場合、事前にインターネットを通じて、渡航者の身分事項等に関する情報をアメリカ当局に通報することにより、査証免除で渡航できるか否かチェックを受けるシステム(ESTA: Electronic System for Travel Authorization)を導入しました。平成21年1月12日から、渡航72時間前までに申請を行い、認証を受けていないと、アメリカ行きの航空機等への搭乗やアメリカ入国が拒否されます。

詳しくは下記参照先をご覧ください。

参照ホームページ[外務省]

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/us\\_esta.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/us_esta.html)

### 【特許】日・米・欧特許庁における共通出願様式の受付が開始

特許庁は、日本・アメリカ・ヨーロッパの三極特許庁間で合意した共通出願様式を導入するため、特許法施行規則等に規定される出願の様式を改正する省令（特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年経済産業省令第90号））を平成20年12月26日公布しました。今回の改正により、特許庁は、平成21年1月1日から、共通出願様式での出願の受付を開始しました。

詳しくは下記参照先をご覧ください。

参照ホームページ[経済産業省]

<http://www.meti.go.jp/press/20081226001/20081226001.html>

### 【経営】測量業者の不正行為に対する監督処分の基準が策定

国土交通省では、測量法に基づき測量業者の登録を行っており（登録関係の事務は、各地方整備局で実施）、同法第57条では、国土交通大臣が、登録された測量業者に対して、登録の取り消しと営業の停止を行えることが定められています。この程、国土交通大臣が監督処分を行う際の監督処分の基準が定められ公表されました。本基準は、平成21年1月1日から施行され、同日以降に行われる不正行為に対して適用されます。

詳しくは下記参照先をご覧ください。

参照ホームページ[国土交通省]

[http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo14\\_hh\\_000048.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo14_hh_000048.html)

## 【民法】民法の成年年齢の引下げについての中間報告

民法では、成年年齢を20歳と定められていますが、平成19年5月に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年5月18日法律第51号）の附則第3条では、「満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、 - 中略 - 、必要な法制上の措置を講ずるものとする」と定められました。この附則を受けて、平成21年の臨時国会又は平成22年の通常国会への法案提出を念頭に、法制審議会に民法成年年齢部会が設置され民法の見直し作業が行われてきましたが、この程その中間報告が公表されました。

詳しくは下記参照先をご覧ください。

参照ホームページ[法務省]

<http://www.moj.go.jp/SHINGI2/081216-1.html>